						決定区分 (根拠規定)条例7条						(定)	条	例 7	'条				
] 3 3 4 5		請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	一部開示	不存在	存否応答拒否	2号号	3号号	号 号	5号	6号	7号	8号	9号	非開示理由等	所管局部課 等
	I H:	29. 12. 22	H30. 1. 5	29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その3)に係る特記仕様書、図面、工事設計内訳書及び入札経過調書 29中新施第382号「起工書 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」 29中管財第507号「契約締結の請求等について 29豊洲市場7街区地下ピット床面等追加対策工事(その4)」		1													中央卸売市場新市場整備部管理課
	2 H	29. 12. 19	H30. 1. 10	29板橋市場自動火災報知設備更新工事 工事内訳書 29北足立市場花き棟移動式粉末消火設備更新工事 工事内 訳書 29葛西市場花き棟サロン空調設備更新工事 工事内訳書		1													中央卸売市 場事業部施 設課
	3 H:	29. 11. 22	H30. 1. 19	千客万来施設事業について(質問) 千客万来施設事業について(回答) 豊洲【千客万来】施設に関する要望書 29中管市第34号豊洲(千客万来)施設に関する要望書について(回答) 七客万来施設事業に関する要望について 千客万来施設事業について 29中管市第106号千客万来施設事業について 千客万来施設移緯確認及び要望 29中管市第113号千客万来施設事業について 29中管市第113号千客万来施設事業に関する説明について 29中管市第136号千客万来施設事業に関する説明について (別紙)千客万来施設事業について (別紙)千客万来施設事業について(ご回答)			1				1	1		1				(第7条第3号)事業者の現状分析に基づく事業活動など、事業の経営方針または経営判断に関する事項であり、本内容を開示することにより、事業者の競争上の地位が損なわれるため。 (第7条第4号)印影を公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。 (第7条第6号)現在都と事業者の間協議・調整中の内容であり、本内容が開示されれば未確定の情報が確定した情報のように扱われ、事業者との円滑な協議に支障をきたし、都の事務事業の推進に支障を及ぼすため。	中央卸売市市場政策課

## 表の見方

## <決定区分>

・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

## <(根拠規定)条例7条>

・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

## <公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は○○と表記しています。
- ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。